

東京都ひとり親家庭自立支援計画（第5期）（案）に対する意見募集結果について

【募集期間】令和7年2月3日（月曜日）から3月4日（火曜日）まで

【意見件数】18件

（同様の趣旨のご意見はまとめて頂き、一部省略・加筆しています。お一人から複数のご意見をいただいた場合には、それぞれ別に記載しています）

No.	分類	章		御意見要旨	都の考え方
1	全般	第1章	東京のひとり親家庭をめぐる状況	「ひとり親家庭とは、20歳未満の子供を持つ母子家庭又は父子家庭のこと」とありますが、これを大学や大学院を卒業するまでの期間にしてほしいです。	本計画の策定根拠である母子及び父子並びに寡婦福祉法において、児童とは20歳に満たない者と定義されていることから、本計画においては、ひとり親家庭を20歳未満の子供を持つ母子家庭又は父子家庭と定義しています。
2	全般	第1章	東京のひとり親家庭をめぐる状況	東京都には、子供・子育て支援総合計画、ひとり親家庭自立支援計画、子供・若者計画、こども未来アクション、東京都の少子化対策などのように子供に関する計画が多く、わかりにくいです。東京都もこれらの計画を1つにまとめてわかりやすくした方がよいと思います。	「東京都ひとり親家庭自立支援計画」は、第2期までは「次世代育成支援東京都行動計画」に含まれていましたが、母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正などを踏まえ、第3期以降は独立した計画として策定しています。なお、「東京都子供・子育て支援総合計画」や「東京都子供・若者計画」など、都における子供・子育て施策に関連する計画は、それぞれ整合を図りながら策定しています。
3	相談支援	第3章	ひとり親家庭支援施策の具体的な展開 1 相談体制の整備	この計画に書かれていることは本当にできるのでしょうか。ひとり親に情報がいていないのは10年ずっと言われていることです。	都は、ひとり親家庭を支える専門機関を中心に、関係機関との連携を強化しながら、ひとり親家庭への支援に取り組んでいきます。
4	相談支援	第3章	ひとり親家庭支援施策の具体的な展開 1 相談体制の整備	東京都や行政だけではできないので、民間団体の力も使うということが気になっています。使っているばかりに見えます。本当に母子家庭が頼れる民間団体は少ないです。	いただいたご意見を参考にしながら、関係機関と連携し、ひとり親家庭への支援に取り組んでいきます。
5	相談支援	第3章	ひとり親家庭支援施策の具体的な展開 1 相談体制の整備	ひとり親は児相が目をつけるそうです。第三者機関を作ってほしいです。	都児童相談所は、児童の最善の利益を図ることを最優先に、一人一人の状況を総合的に勘案した上で、援助方針の決定に努めています。
6	就業支援	第3章	ひとり親家庭支援施策の具体的な展開 2 就業支援	高等職業訓練などの助成について、期間途中で終えた場合、期間があいても残りの年数を使えるようにできれば、幅広く働ける視野が増えるかなと思います。	当該事業は、国の制度となっております。いただいたご意見は参考とさせていただきますとともに国にも共有いたします。
7	就業支援	第3章	ひとり親家庭支援施策の具体的な展開 2 就業支援	年収の壁や住環境のため、非正規雇用が増えるのだと思います。年収の壁が緩やかになったり、ひとり親世帯を正規雇用した会社の特典があればひとり親を雇用できるのではないのでしょうか。	事業者が母子家庭の母などを雇い入れた場合、助成金が支払われる制度を国が運用しております。いただいたご意見を参考にしながら、関係機関と連携し、ひとり親が子育てと仕事を両立できるよう支援していきます。
8	就業支援	第3章	ひとり親家庭支援施策の具体的な展開 2 就業支援	定年まで安心して働けるように大企業に働きかけてほしいです。まずは、都が自ら積極的に職員採用をしてロールモデルを作るべきだと思います。	いただいたご意見を参考にしながら、関係機関と連携し、ひとり親が子育てと仕事を両立できるよう支援していきます。
9	就業支援	第3章	ひとり親家庭支援施策の具体的な展開 2 就業支援	書いてあることはずっと前から同じに見えます。学歴や病気などで働けない人もいて、適正がわかりません。適正に合っても生活できるだけの給料がもらえるかもわかりません。	
10	就業支援	第3章	ひとり親家庭支援施策の具体的な展開 2 就業支援	母子家庭は、子供がいて働くのだから助けが必要です。ヘルパーさんの支援が増えたと書いてありますが、本当に使い勝手がいいのかわかりません。仕事の支援には本人の適正を教えてくれてできないところは補ってくれることを求めています。	
11	居住・生活支援	第3章	ひとり親家庭支援施策の具体的な展開 3 子育て支援・生活の場の整備	今住んでいる地域に住み続けたいと思っていますが、家賃が高く実家から出ることができず、子供部屋の確保ができません。今住んでいる地域に住み続けられるようになることを求めています。	いただいたご意見も参考にしながら、ひとり親家庭が地域で自立して生活していくことができるよう、住宅確保に対する支援を充実していきます。

No.	分類	章		御意見要旨	都の考え方
12	居住・生活支援	第3章	ひとり親家庭支援施策の具体的な展開 3 子育て支援・生活の場の整備	親の体調不良に子供の世話や場所を提供してほしいです。頼れる身内がないので、困っています。	都は、ひとり親家庭への生活援助や子育て支援として、ホームヘルパーを派遣する区市町村を支援しています。また、日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育を必要とする保護者に対し、ベビーシッターによる保育を提供する区市町村を支援しており、令和7年度からは、ひとり親世帯の利用上限時間を拡充いたします。いただいたご意見も参考にしながら、ひとり親家庭がニーズに合ったサービスを利用し、安心して子育てができる環境整備を進めていきます。
13	居住・生活支援	第3章	ひとり親家庭支援施策の具体的な展開 3 子育て支援・生活の場の整備	一人で子供を色んな所に連れて行くのが困難で、子供を連れていけるバスツアーを導入してほしいです。	都は、令和7年度から、家庭の経済的事情や家族構成に関わらず、全ての家庭の子供や親子が一緒に楽しめるような事業を企画・実施する区市町村を支援する予定です。
14	経済的支援	第3章	ひとり親家庭支援施策の具体的な展開 4 経済的支援	残業続きで身体を壊してしまったり、寄り添ってあげることができず別の職場に勤務しましたが、年間収入が少し限度額を超えてしまい、扶養手当がなくなってしまいました。手当の所得限度額を見直してほしいです。	児童扶養手当は、児童扶養手当法に基づく国の制度であり、所得制限限度額は法令により定められています。東京都は、他の自治体と連携し、児童扶養手当の所得制限限度額の引上げを行うよう国に要望しています。
15	経済的支援	第3章	ひとり親家庭支援施策の具体的な展開 4 経済的支援	頑張って生活しようとすればするほど手当は削られてしまいます。手当の支給停止を段階的にしてほしいです。また、所得限度額も見直してほしいです。	児童扶養手当は、児童扶養手当法に基づく国の制度であり、所得制限限度額は法令により定められています。児童扶養手当の支給には、前年の所得に応じて、手当の全額を支給する「全部支給」と、一部のみを支給する「一部支給」があり、支給額は受給者の所得と扶養親族等の数を勘案して決定されます。東京都は、他の自治体と連携し、児童扶養手当の所得制限限度額の引上げを行うよう国に要望しています。
16	経済的支援	第3章	ひとり親家庭支援施策の具体的な展開 4 経済的支援	児童育成手当の所得限度額を見直してほしいです。賃上げする企業も多いですが、それにより所得制限に到達し、児童育成支援手当が不支給になりました。	児童育成手当は、制度が発足した当時は不十分であった国の所得保障を補完し、ひとり親施策が未整備の中、子供の健全育成を支援する役割を担ってきました。現在は、国の児童扶養手当が増額されており、都は、ひとり親家庭自立支援計画に基づき、相談体制の整備、就業支援、子育て支援、生活の場の整備、経済的支援を柱に、ひとり親家庭への支援に取り組んでいます。
17	経済的支援	第3章	ひとり親家庭支援施策の具体的な展開 4 経済的支援	養育費は面会交流の対価ではなく「養育」のためのものであるから、公正証書や調停記録があれば、都が仲介して強制徴収してほしいです。	都は国に対し、養育費の確実な支払いについて、実効性のある仕組みの構築を図るよう提案要求しています。なお、民法改正により法定養育費の請求権が新設されるなど、令和8年より、養育費の支払い確保に向けた見直しが行われる予定です。
18	経済的支援	第3章	ひとり親家庭支援施策の具体的な展開 4 経済的支援	養育費の未払いに抜本的な対応をしてほしいです。未払い時には都が立替え、差し押さえしてほしいです。 手当など様々な公的な経済的支援はもちろん必要な人に届くべきと思いますが、養育費未払いのつけをそこで補うのではなく、支払者が逃げ得とならない仕組みを作してほしいです。	